

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	15, 17	担当課	循環型社会 推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条 項	15の2-5 15の2 の6-2	許認可等 の内容	産業廃棄物処理施設の使 用前検査 (変更含む)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (許可の基準等) 第十五条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合して いると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合 していること。 二 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃 棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設につい て適正な配慮がなされたものであること。 三 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計 画に従つて当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行 うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 四 申請者が第十四条第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。 2 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請に係る産業廃棄物処理施設の設置によつて、 ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設の過度の集中により大気環境基準の確保が困難とな ると認めるときは、同項の許可をしないことができる。 3 都道府県知事は、前条第一項の許可 (同条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係る ものに限る。) をする場合においては、あらかじめ、第一項第二号に掲げる事項について、 生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴か なければならない。 4 前条第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。 5 前条第一項の許可を受けた者 (以下「産業廃棄物処理施設の設置者」という。) は、当 該許可に係る産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該産業廃棄物 処理施設が当該許可に係る前条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合してい ると認められた後でなければ、これを使用してはならない。 (変更の許可等) 第十五条の二の六 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該許可に係る第十五条第二項第四号 から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところによ り、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める 軽微な変更であるときは、この限りでない。 2 第十五条第三項から第六項まで及び第十五条の二第一項から第四項までの規定は、前項 の許可について、同条第五項の規定は、前項の許可を受けた者について準用する。 3 第九条第三項から第六項までの規定は、産業廃棄物処理施設の設置者について準用する。 この場合において、同条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第十五条の二の六第一項					

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	15、17	担当課	循環型社会 推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条 項	15の2-5 15の2 の6-2	許認可等 の内容	産業廃棄物処理施設の使用 前検査 (変更含む)	
<p>ただし書」と、「同条第二項第一号」とあるのは「第十五条第二項第一号」と、「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「一般廃棄物処理施設を」とあるのは「産業廃棄物処理施設を」と、同条第四項及び第五項中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、同条第六項中「第七条第五項第四号イからへまで又はチからヌまで (同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号ト」とあるのは「第十四条第五項第二号イ (第七条第五項第四号トに係るものを除く。) 又は第十四条第五項第二号ハからホまで (第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロ」と読み替えるものとする。</p>						